

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）……………1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十七条―第二十条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第二十一条・第二十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十七条―第二十一条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第二十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>

(秘密保持義務)

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇七 (略)

八 大学、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。)その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができ環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(新規)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇七 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一項第二号(補償法第六十八条第二号に係る部分に限る。)、第三号、第五号又は第十号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一項第二号(補償法第六十八条第二号に係る部分に限る。)、第三号又は第五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない

一・二 (略)

三 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務

第五章 罰則

第二十一条 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(削る)

一・二 (略)

(新規)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

(新規)

第二十一条 削除

第五章 罰則